平成29年度 部局長マネジメント方針

税務部長 山田 市郎



仕事に対する基本姿勢

市税による収入は、市財政の根幹をなすもので一般会計の収入のうち約38%(平成29年度当初予算)を占めており、市が行っている福祉、医療、教育・文化や土木事業など市民の方々の毎日の暮らしや住みやすいまちづくりのための行政サービスを提供する上で重要な財源となっています。

こうした中、税というものは私たち全ての人が広く公平に分かち合う必要があり、「公平・中立・簡素」であることが基本原則となっています。そのため、課税客体を完全に把握することにより課税の不均衡をなくし、自主納税の啓発と滞納整理の促進により税負担の公平性に努め、解りやすく懇切丁寧な説明により市民の皆さんの理解と信頼を得、税収の確保に努めてまいります。

平成28年度の振り返り

平成28年度、政府(国)は「デフレからの脱却と経済再生」と「財政健全化」の双方を実現させるために「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」などを実行してきました。これら各種政策の効果と雇用・所得環境の改善が相まって、景気は、一部に改善の遅れも見られたものの緩やかな回復基調が続いていました。しかし海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意が必要とされました。

こうした背景のもと本市でも先行き不透明な厳しい財政状況のなか、これまでと同様、不良債権である滞納繰越額を抑制するため、現年課税分未納者への早期対応、滞納整理の強化など計画的かつ効果的な事務執行を続けたことにより、市税収入の確保については一定の成果をあげることができました。

平成29年度に取り組む重点課題

1 適正・公平な賦課徴収

地方税法及び関係法令並びに市税条例を遵守し、適正な事務執行を旨としつつ、厳しい財政状況の下、課税客体の的確な把握と滞納整理を推進し市税の徴収強化に努めます。

・新たな滞納繰越額の発生を抑制するため、現年課税分にかかる未納者に対し、滞納状況 別の分類を行い、文書による督励はもちろんのこと、執務時間内に来庁することが困難な市 民のために、夜間・休日納税相談窓口を開設し、集中的に電話による督励も実施しています。

≪平成28年度実績≫

休日	4月23日、24日	6月25日、26日	10月22日、23日
	12月10日、11日	1月28日、29日	(延10日実施)
夜間	4月25日、26日	10月24日、25日	(延4日実施)

・滞納繰越分につきましては、納期内に納付されておられる方との公平を確保する観点から も、税の支払能力があるにもかかわらず納付されない方に対し、預貯金、動産、不動産など の差押えを実施するとともに、インターネット公売などで換価処分を行っています。

	≪平成26年度実績≫	≪平成27年度実績≫	
動産の差押	1件	7件	
預貯金等の債権差押	408件	442件	
不動産の差押	239件	202件	
無体財産	4件	7件	
不動産の公売	落札額 855万円	落札額 313万円	
インターネット公売	落札額 439万円	落札額 4,440万円	
	(貴金属・工具など)	(27年度は不動産公売のみ)	

2 市税収入の確保

これまで継続してきた現年課税分未納者への早期対応、滞納整理の強化など、計画的かつ 効率的な事務執行を続けたことにより、市税収入の確保については着実に成果を上げてきて います。収入率の向上に効果的な従来の手法に加え、新たな収納機会や手法も検討しながら、 引き続き効率的な収入確保策の実現に向けて努力を続けます。

また、法定要件に該当する事業主全てを特別徴収義務者に指定し、個人住民税を給与から 差し引きする特別徴収を徹底するため、大阪府及び府内全43市町村が平成30年度から共 同で一斉指定できるよう準備をすすめています。

≪収入率の推移≫ (現年課税分+滞納繰越分)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
東大阪市	93.97%(16位)	95.23%(11位)	96.35% (10位)	97.30% (6位)
府下平均	94.08%(31市)	94.67% (31 市)	95.22% (31 市)	95.83% (31 市)

- ・市民の納税意識の高揚を図るため、国及び府と協力して広報・啓発活動を行います。
- ・市民の利便性の向上を図るため収納機会のチャンネルを増やし納期内納付を推進します。① コンビニエンスストアより一部の市税を納付できます。

(取扱税目:個人市民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)

≪コンビニ利用率実績≫	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
個人市民税(普通徴収)	30.3%	37.3%	40.5%	43.3%
固定資産税・都市計画税	15.0%	19.5%	22.7%	25. 1%
軽自動車税	39. 1%	44.6%	47.4%	49.9%
利用割合(全体)	23. 3%	28. 7%	31.8%	34. 3%

② 納税の際にわざわざ金融機関に行く手間を省いたり、ついうっかり納め忘れがないように便利な口座振替を推奨しています。

(取扱税目:個人市民税、固定資産税・都市計画税)

≪□座振替利用率実績≫	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
個人市民税(普通徴収)	15.9%	18.2%	18.8%	19.4%
固定資産税・都市計画税	26.8%	27.3%	27.4%	27.3%
利用割合(全体)	23.4%	24.5%	24. 7%	25.0%

3 市民サービスの向上

地方税ポータルシステム (eLTAX) による申告・申請の受付などの電子利用の促進 (※1)、納付や証明発行 (※2) のコンビニエンスストア利用促進及びマイナンバー制度導入に伴う個人 (法人) 番号の活用を図り、納税者の利便性向上と税務事務の効率化を図ります。

※1 (取扱税目:法人市民税、個人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税)

≪ e L T A X利用率実績≫	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
法人市民税	45.8%	49.0%	54.1%	57.5%
個人市民税(普通徴収)	13.9%	19.3%	22.5%	25.6%
固定資産税(償却資産)	10.8%	13.6%	15.4%	20.5%
事業所税	9.9%	11.3%	12.8%	13.8%
利用割合(全体)	21.2%	25.8%	29.2%	32.6%

※2 個人番号カードを使用することで、「市民税・府民税証明書」を一部のコンビニエンスストアで取得することが可能になりました。(平成28年2月より)